第十三条第１項中「次の各号」を「次項及び第３項」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改め、同項を第四項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則改訂版補足第４改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第91条第２項において同じ。）に適合するものでなければならない。

３　二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のかじ取装置は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ　ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれのあるもの

ロ　イに掲げる各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの

ハ　かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ　かじ取フォークに損傷があるもの

ホ　ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい油漏れが生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

ヘ　かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの

ト　パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい油漏れが生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

チ　パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み若しくは損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの

リ　四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて測定した場合の横すべり量が、走行１ｍについて５㎜を超えるもの。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に自動車製作者等が指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

二　かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20㎞／h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700㎏以上であるものは、この基準に適合しないものとする。

三　かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

四　かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。

五　かじ取ハンドルの操舵力は、左右について著しい相異がないこと。

六　車室内に露出したステアリングジョイントその他これに類する装置は、衣服等をかみ込むおそれのない構造であること。

第十条第四項第１号中「流失」を「流出」に改め、同項第１号中「同規則第２改訂版補足第４改訂版」を「同規則第２改訂版補足第５改訂版」に改める。

第十一条第三項中「同規則第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「同規則第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改め、同項第１号中「同規則第２改訂版補足第４改訂版」を「同規則第２改訂版補足第５改訂版」に改め、同項第三号中「同規則第３改訂版補足第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足第４改訂版」に改め、同項第五号中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

第十二条第九項中「同規則第２改訂版補足第４改訂版」を「同規則第２改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第十項中「同規則第３改訂版補足第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足第４改訂版」に改める。

第十八条第１項中「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に改める。

第十八条第六項の表中「同規則第８改訂版補足改訂版」を「同規則第８改訂版補足第２改訂版」に改める。

第二十条第１項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第１項中「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第二項中「協定規則第14号第７改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第14号第７改訂版補足第５改訂版」に「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第四項及び第六項中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

第二十一条第１項中「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第１項中「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に改める。

第二十九条第１項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25㎞／h以下の自動車を除く。）の窓ガラスの安全ガラス等」に「大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20㎞／h未満の自動車及び被牽引自動車」を「最高速度40㎞／h未満の自動車」に「別添37「窓ガラスの技術基準」」を「協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則6.から8.まで及び附則21（3.2.及び4.2.を除く。）に限る。）」に改め、同条第二項中「次の各号」を「専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車にあっては第１号、その他の自動車にあっては第２号から第10号まで」に、同項第七号を第八号とし、同項第六号中「前各号に掲げるもののほか、」を削り、「透明であり、かつ」を「透明であるもの。この場合において」に「における可視光線の透過率が」を「にあっては可視光線透過率が」に改め、同号を第七号とし、同項第五号を第六号とし、同項第四号を次のように改める。

四　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器（窓ガラスに埋め込まれた電熱線を含む。以下この条、第117条及び第195条において同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ⅰに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

(2)　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ⅰに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下、密度が８本／㎝（導体を水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

(2)　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。